

平成21年5月13日現在

研究種目：基盤研究（C）

研究期間：2006～2008

課題番号：18500485

研究課題名（和文） ドイツ中世後期の「トーナメント」に関する研究

研究課題名（英文） A Study on the “Tournament” in the German Later Middle Ages

研究代表者

楠戸 一彦（KUSUDO KAZUHIKO）

広島大学・大学院総合科学研究科・教授

研究者番号：00108268

研究成果の概要：本研究は、ドイツ中世後期の「トーナメント」に関する諸問題の中でも、特に「トーナメント規則」に焦点を当て、次の点を明らかにした。（1）15世紀後半に南ドイツ（ラインラント、シュバーベン、フランケン、バイエルン）において統一的なトーナメント規則が作成された。（2）トーナメント規則の内容は、現代スポーツの規則に見られるような「勝敗の決定方法」ではなく、トーナメントへの「参加証明」と「資格証明」であった。

交付額

（金額単位：円）

	直接経費	間接経費	合計
2006年度	1,000,000	0	1,000,000
2007年度	900,000	270,000	1,170,000
2008年度	800,000	240,000	1,040,000
年度			
年度			
総計	2,700,000	510,000	3,210,000

研究分野：総合領域

科研費の分科・細目：健康・スポーツ科学・スポーツ科学

キーワード：スポーツ史、ドイツ中世、トーナメント、規則

## 1. 研究開始当初の背景

(1) 「トーナメント」の意味。

「トーナメント」(Turnier)という語は、今日では、主として「スポーツ」(運動競技)場面における「勝ち抜き戦」、即ち最後に勝ち残る個人またはチームを決定する方式を意味している。しかし、中世ドイツにおける「Turnier」という語は「騎士の馬上試合」

あるいは「騎士の武器競技(ritterliches Waffenspiel)」、とりわけ「騎馬での戦闘遊戯(Kampfspiel zu Pferd)」を意味していた。

中世ドイツの騎士が行う「馬上試合」あるいは「騎馬での戦闘遊戯」(以下では「馬上試合」と呼ぶ)は、単に「馬上槍試合」だけに止まらなかった。即ち、馬上試合で使用される武器は、単に槍だけに止まらず、剣ある

いは棍棒などであった。貴族身分の中でも「戦う人」である「騎士」は、実際の戦闘においては鎧や兜で武装し、槍や剣などの武器を手にして、騎馬で戦った。従って、騎士の馬上試合は実践のための模擬戦でもあった。(2)「トーナメント」の類型。

模擬戦あるいは軍事訓練としての「トーナメント」が「固定した規則」を有する「馬上試合」、即ち「スポーツ」として登場するのは、J. フレッケンシュタインが指摘しているように(Fleckenstein, J., *Das ritterliche Turnier im Mittelalter*. Göttingen 1985, S. 235)、ドイツでは12世紀であった。スポーツとしての馬上試合は、次の3つの類型に分けられる。

- ① 槍や剣あるいは棍棒などを武器として、兜と鎧で武装した集団同士が戦う「本来のトーナメント」。
- ② 槍や剣を手に兜と甲冑で完全武装した集団が騎馬で行進する「ブフルト」(Buhurt)。
- ③ 殺傷力のない槍を手に兜と甲冑で完全武装した騎士が一对一で戦う「シュテッヘン」(Stechen)、殺傷力のある槍で戦う「レンネン」(Rennen)。

本来のトーナメントでは、シュテッヘンやレンネンが同時に開催されるのが常であった。

### (3)本研究の背景。

このようなドイツ中世の「トーナメント」に関しては、これまで政治史や軍事史あるいは文化史や社会史などの立場から研究が行われている。しかし、「スポーツ史」(運動競技の歴史)という観点からの研究(例えば、勝敗の判定基準、競技方法、参加資格などの競技規則の解明)は日本では極めて僅かであり、ドイツにおいても稀である。

筆者は平成14年度から16年度にかけて、「科学研究費補助金(基盤研究(C)(2))」を受けて「ドイツ中世後期の『トーナメント』

に関する基礎的研究」を行った。この研究では、先行研究と史料の収集という基礎的な研究を行った。この基礎的な研究に基づいて、今回の「平成18年度～20年度科学研究費補助金(基盤研究(C)(2))」による「ドイツ中世後期の『トーナメント』に関する研究」では、特に中世後期の「トーナメント規則」(Turnierordnung)の成立事情に焦点を当てて、研究を進めた。

### 2. 研究の目的

本研究の目的は、15世紀後半のドイツにおける「トーナメント規則」の成立事情を解明することである。この目的を達成するために、以下のような課題を設定した。

(1)「トーナメント団体」の成立事情。トーナメント規則を制定したのは、騎士(貴族)たちの団体である「トーナメント団体」(Turniergesellschaft)であった。従って、トーナメント規則制定の背景を明らかにするためには、トーナメント団体の成立事情の解明が不可欠である。

(2)「ハイルブロン統一規則(1485)」の成立事情。南ドイツにおける最初の統一的なトーナメント規則は、1478年にバンベルクで制定された「バンベルク規則」である。その後、この規則の改正が度々議論され、最終的には1485年のハイルブルンの会議において「統一規則」が承認された。

(3)「ハイルブロン統一規則」の内容分析。ハイルブロン統一規則の内容分析を通して、「トーナメント規則」の内容を解明する。

### 3. 研究の方法

歴史学研究としての本研究における基本的な史料は、次の3点である。

(1)W. フォン・ライデンブッハのトーナメント書(1510年)。本書の原典は所在不明であるが、グンペンベルクの著作(Gumpfenberg, L. A. F. von, *Gumpfenberger auf Thurnieren*.)

Nachtrag zur Geschichte der Familie von Gumpenberg. Würzburg 1862)に原典の一部の翻刻が掲載されている。

(2)L.フォン・アイプのトーナメント書(1519年)。バイエルン州立図書館(整理番号は「cgm 961」である)が所蔵する本書の全文は、H.シュタム(Stamm, H., Das Turnierbuch des Ludwig von Eyb (cgm 961). Edition und Untersuchung. Mit einem Anhang: Die Turnierbuch des Jörg Rugen (Textabdruck). Stuttgart 1986)によって翻刻されている。

(3)G.リュクスナーのトーナメント書(Rüxner, G., Anfang: Vrsprung: vnnnd her kommen des Thurnirs in Teutscher Nation. Simmern 1530.)。本研究では、バイエルン州立図書館(Res 2° Herald. 39)から入手したマイクロフィルム複写を活用したが、完全復刻版(Georg Rixner, Turnierbuch. Reprint der Prachtausgabe Simmern 1530 eingeleitet von Willi Wagner. Sollingen 1997)も参考にした。

#### 4. 研究成果

##### (1)「トーナメント団体」の成立事情。

トーナメントに参加する騎士たちの団体は、その目的に従って「騎士同盟(Ritterbund)」、「騎士修道会(Ritterorden)」、「トーナメント団体(Turniergesellschaft)」の3つに分けられる。騎士同盟は一人の主君に仕え、政治的・一軍事的な活動を展開する団体であった。騎士修道会は一人の主君に仕え、宗教的な理想を追求した。トーナメント団体は祝祭としてのトーナメントを挙げる独立した組織であり、トーナメントの主催者であった。

このようなトーナメント団体は14世紀以前には存在しなかった。14世紀半ばになって、地方的なトーナメント団体が出現するようになる。例えば、1355年には皇帝カール4世によって「フュールスパンガー(Fürspan-

ger)」騎士団がニュルンベルクで創設され、1361年にはバイエルンの貴族たちがトーナメント団体を結成し、1386年にはゴータで、1394年にはエッセルでトーナメント団体が結成されている。これらの小さな地域的なトーナメント団体は、14世紀後半から15世紀にかけて解散したり、離合集散しながら、1480年代には「ラインシュトローム」「シュヴァーベン」「フランケン」「バイエルン」の4つの団体に統合されていく。

表1 主なトーナメント団体

発足年	地方	名称
1387	ラインラント	驢馬団体
1392	フランケン	フュールスパンガー団体
1404	フランクフルト	鹿団体
1407	シュバーベン	鷹団体
1436	ボーデンゼー	魚団体
1436	シュバーベン	ブラッケ犬団体
1459以前	ラインラント	狼団体
1479以前	シュバーベン	冠団体
1484	シュバーベン	魚と鷹団体
1484 ?	フランケン	熊団体
1484 ?	フランケン	一角獣団体

##### (2)「ハイルブロン統一規則(1485)」の成立事情。

個々の地域的なトーナメント団体の規約には、トーナメントの開催と参加に関する規則が見られる。これらの規則は地域的に限定されており、しかも特定団体の構成員にだけ適用されるものであった。しかしながら、15世紀後半になると、地域的なトーナメント団体を越えて適用される統一的なトーナメン

ト規則が制定されるようになる。その端緒となったのが 1478 年のバンベルクのトーナメント規則であった。

1478 年の「復活後第 2 の主日 (Misericordia Domini) の後の月曜日」(4 月 6 日) に、「フェールスパンガー」騎士団を中心とするフランケン地域の騎士団がバンベルクに集合し、「フランケンの騎士団がトーナメントにおいて遵守すべき規則」について協議した。ここで合意された規則(「バンベルク規則」)は、1479 年 1 月 6 日から開催されたビュルツブルクのトーナメントに適用された。この規則(「ビュルツブルク規則」)は、それまでの個々の団体だけに適用された地域的なトーナメント規則とは異なり、フランケン地域の騎士団を対象とするより広域のかつ包括的な規則という点で、画期的な規則であった。

このヴェルツブルク規則は、表 2 が示すように、その後フランケン・ラインシュトローム・シュバーベン・バイエルンの 4 つの地域(「ラント」)のトーナメント団体代表者による協議を経て、4 つの地域の騎士団に共通に適用される「ハイルブロン統一規則」(1485 年)へと発展した。

表 2 トーナメント規則の修正経過

開催年	開催地	参加ラント
1478	バンベルク	ラインラント・シュバーベン・フランケン・バイエルン
1479	ビュルツブルク	ラインラント・シュバーベン・フランケン・バイエルン
1481	ハイデルベルク	ラインラント・シュバーベン・フランケン・
1482	ハイルブロン	ラインラント・シュバーベン・フランケン

1482	ニュルンベルク	シュバーベン・フランケン・バイエルン
1484	インゴルシュタット	ラインラント・シュバーベン・フランケン・バイエルン
1485	ハイルブロン	ラインラント・シュバーベン・フランケン・バイエルン

### (3) 「トーナメント規則」の内容分析。

ビュルツブルクでのトーナメント開催を告知するバンベルク規則(1478)を除いて、ビュルツブルク規則(1479)からハイルブロン規則(1485)までの規則内容を概観すると、何れの規則も「トーナメント参加資格」(参加証明と貴族証明)と「名誉」(柵の上に座らせる処罰と殴打による処罰の対象)に関わる条項から構成されている。このうち、名誉に関わる条項に関しては、ビュルツブルク規則(1479)からハイルブロン統一規則(1485)に至るまで、基本的な内容に大きな変更を加えられることはなかった。

トーナメント規則において一貫して問題とされたのは「トーナメント参加資格」であり、決して競技における勝敗あるいは優秀者の決定方法ではなかった。1479 年のビュルツブルク規則では、「本人あるいは先祖が過去 50 年間にトーナメントに参加した」ことを証明することだけが求められた。しかし、1485 年のハイルブロン規則では、4 人の先祖と母親との貴族証明とトーナメントへの参加証明が求められ、トーナメント参加資格はより厳格になった。

1484 年のインゴルシュタットでの会議では、「祖先が 50 年間にトーナメント行わない何人も参加を許可しない、というマインツやハイデルベルクでの条項を緩和する必要がある」ことが提起されている。しかしながら、

1485年のハイルブロン規則は、ビュルツブルク規則(1479)におけるトーナメント参加資格を「緩和」するよりも、より厳格化している。トーナメント参加資格の厳格化の背景の解明は今後の課題としたいが、ここでは次のような仮説を提起しておきたい。トーナメント参加資格の厳格化の背景には、都市貴族の「領邦貴族」(Landadel)化と領邦貴族の経済的・社会的没落とを前にして、領邦貴族がトーナメントにおいて身分的地位を維持しようとする意図があった。

表3 ビュルツブルク(1479)・ハイデルベルク(1481)・ニュルンベルク(1482)・ハイルブロン(1485)のトーナメント規則における主な内容

内 容	1479	1481	1482	1485
貴族証明	○	○	○	○
参加証明		○	○	○
処罰規定			○	○
復讐			○	○
装身具	○		○	○
都市貴族		○	○	○
偽証罪	○	○	○	○
戦場逃走	○	○	○	○
誓約違反		○	○	○
女性侮辱	○	○	○	○
犯罪者	○	○	○	○
異端者		○	○	○
姦夫		○	○	○
名誉毀損	○	○	○	○
商業	○	○	○	○
剣	○	○		○
従者	○	○		
助言	○			

5. 主な発表論文等  
(研究代表者、研究分担者及び連携研究者には下線)

[雑誌論文] (計1件)

- ① 楠戸 一彦、ドイツ中世後期の「トーナメント」に関する研究—ハイルブロン「トーナメント規則」(1485)の成立事情—、スポーツ史研究、査読有、第22号、平成21年3月、21-31頁。

[学会発表] (計1件)

- ① 楠戸 一彦、ドイツ中世後期の「トーナメント」に関する研究—ハイルブロン「トーナメント規則」(1485)の成立事情—、日本体育学会第59回大会、平成20年9月10日、早稲田大学。

[図書] (計1件)

- ① 山本徳郎, 杉山重利, 阿部生雄, 楠戸一彦他、(株)アイオーエム、多様な身体への目覚め—身体訓練の歴史に学ぶ—、2006、263-277頁。

6. 研究組織

(1) 研究代表者

楠戸 一彦 (KUSUDO KAZUHIKO)  
広島大学・大学院総合科学研究科・教授  
研究者番号：00108268

(2) 研究分担者

(3) 連携研究者